



宮崎県公報

平成21年1月26日(月曜日) 第2052号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

告示

- 町の区域の変更……………(市町村課) 1
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) 1
○障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定……………(") 2
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所の所在地の変更……………(") 2
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出……………(障害福祉課) 2
○保安林の指定予定の通知(4件)……………(自然環境課) 3

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………(商業支援課) 4
○建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令……………(管理課) 4
○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 4

公告

- 警備員等の検定の実施について……………4
○平成20年度行政書士試験の合格者について……………5

公安委員会公告

- 警備員等の検定の実施について……………4
○平成20年度行政書士試験の合格者について……………5

告示

宮崎県告示第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、門川町長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。なお、この届出に係る町の区域の変更の効力は、平成21年2月1日から生ずる。

平成21年1月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

門川町南町一丁目に編入する区域

大字	字	地番
門川尾末	北原山	1150の22

上記地番は、平成20年10月9日現在の登記記録による。

宮崎県告示第35号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成21年1月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4520800105	かのだ壺番館	宮崎県西都市大字鹿野田8624番地	社会福祉法人光陽会	宮崎県西都市大字清水 793番地	平成20年10月1日	共同生活援助・共同生活介護
4511700082	企業組合居宅介護サービスおもいやり	宮崎県北諸県郡三股町新馬場2番地15	企業組合居宅介護サービスおもいやり	宮崎県北諸県郡三股町新馬場2番地15	平成20年10月8日	居宅介護・重度訪問介護
4510500137	ヘルパーセンター悠	宮崎県小林市大字東方1407-1	株式会社悠	宮崎県小林市大字東方1407-1	平成20年11月1日	居宅介護・重度訪問介護
4510300157	障害者支援施設もみじの里	宮崎県延岡市無鹿町1丁目2031番地4	社会福祉法人三ツ葉会	宮崎県延岡市無鹿町1丁目2031番地4	平成20年4月1日	生活介護・施設入所支援
4510800057	清水台通所センター	宮崎県西都市大字清水 793番地	社会福祉法人光陽会	宮崎県西都市大字清水 793番地	平成20年11月1日	生活介護・自立訓練(生活訓練)就労継続支援(B型)
4510600135	風舎つるまち	宮崎県日向市鶴町3丁目50番地8	社会福祉法人風舎	宮崎県日向市富高6522番地	平成20年11月1日	生活介護・自立訓練(生活訓練)

4510200464	社団法人宮崎県身体障害者団体連合会 はなみずき工房	都城市高城町大字石山3709番地 3	社団法人宮崎県身体障害者団体連合会	宮崎県宮崎市原町 2 番22号	平成20年12月 5 日	就労継続支援 (B 型)
4512010044	セサミ・ツノ	宮崎県児湯郡都農町大字川北字新別府原1184- 6	社会福祉法人明和会	宮崎県児湯郡新富町大字新田字楠木迫 18797-12	平成20年12月15日	就労継続支援 (B 型)

宮崎県告示第36号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第32条第 1 項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者の指定をした。

平成21年 1 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所番号	指定相談支援事業所		指定相談支援事業者		変更年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
4530600222	風舎つるまち指定相談支援事業所「すたーと」	日向市鶴町 3 丁目50番地 8	社会福祉法人風舎	日向市富高6522番地	平成20年11月 1 日

宮崎県告示第37号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年 1 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		所在地		変更年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	変更前	変更後	
4510200316	指定訪問介護ステーションほのぼの	宮崎県都城市郡元町2734- 2	特定非営利活動法人比助っ人	宮崎県都城市郡元町2734- 2	宮崎県都城市郡島町 191- 1	宮崎県都城市郡元町2734- 2	平成20年 8 月17日
4510600044	永寿園ホームヘルプサービスセンター	宮崎県日向市原町 2 番11号	社会福祉法人ひまわり会	宮崎県日向市大字富高字岩崎 5 46-4	日向市江良町 3 丁目53- 1	宮崎県日向市原町 2 番11号	平成20年 10 月 1 日
4510100110	このみケアステーション	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 4585番地	企業組合樹の実ケアステーション	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 4585番地	宮崎県宮崎市大字島之内3927番地24	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 4585番地	平成20年 10 月16日
4510200134	特別養護老人ホーム霧島荘訪問介護事業所	宮崎県都城市山之口町花木2302- 1	社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団	宮崎県宮崎市原町 2 -22	宮崎県都城市山之口町花木2406- 1	宮崎県都城市山之口町花木2302- 1	平成20年 11 月 1 日

宮崎県告示第38号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年 1 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4510200076	海 u m i	宮崎県都城市梅北 町4200番地3	特定非営利活動法 人風の道	宮崎県都城市梅北 町2100番地2	平成20年11月1日	就労移行支援
4512010044	セサミ・ツノ	宮崎県児湯郡都農 町大字川北字新別 府原1184-6	社会福祉法人明和 会	宮崎県児湯郡新富 町大字新田字楠木 迫 18797-12	平成20年12月15日	自立訓練(生活 訓練)

宮崎県告示第39号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年1月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字熊路 880-5
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字熊路 880-5 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ 次の森林については、主伐は択伐による。
字熊路 880-5 (次の図に示す部分に限る。)
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第40号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年1月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字熊路 892-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字熊路 892-1 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第41号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年1月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区上渡川字荒木谷2805-丙-1、2810
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字荒木谷2805-丙-1・2810 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第42号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年1月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区神門字北村 5283-1、5289-乙、南郷区上渡川字カラメ1898-1、1898-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字カラメ1898-1・1898-2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

字北村5283-1・5289-乙・字カラメ1898-1・1898-2（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年1月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロックタウン日向
日向市大字日知屋字古田町61-1
2 意見の概要
特に意見なし
3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成21年1月26日から平成21年2月26日まで

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成21年1月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 処分をした年月日
平成21年1月19日
2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号
有限会社共栄興業
宮崎市田野町乙9499-6
宮崎県知事許可（般-19）第9919号
3 処分を受けた者の代表者の氏名
内八重 優子
4 処分の内容
平成21年2月2日から平成21年2月8日までの7日間、建設業の営業の全部について営業停止を命じる。
5 処分の原因となった事実
有限会社共栄興業の元代表取締役及び従業員は7名は、同会社

業務に関し、平成20年4月、同会社が管理するシラスの採掘場に廃棄物を不法投棄した。このことから同会社、元代表取締役及び従業員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成20年10月22日、宮崎地方裁判所から以下のとおり刑を言い渡され、その刑が確定している。元代表取締役が、懲役及び罰金刑に処せられたことは、建設業法第28条第3項に該当する。

Table with 2 columns: 刑に処せられた者, 内容. Rows include 有限会社共栄興業 (罰金 100万円), 有限会社共栄興業 元代表取締役 内八重 善力 (懲役 1年6か月、罰金50万円), 有限会社共栄興業 従業員 7名 (罰金各40万円又は30万円)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成21年1月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 2 columns: 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 開発許可を受けた者の住所及び名称. Row: 北諸県郡三股町大字樺山字沖水原4963番1 外13筆, 宮崎市花ヶ島町鴨の丸 829番地1 株式会社エーコーブみやざき

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第1号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成21年1月26日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

1 検定の種別、級及び検定実施日時

Table with 3 columns: 種別, 級, 実施日時. Row: 雑踏警備, 2級, 平成21年4月22日(水)午前9時30分から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

3 定員

15人（受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している

警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成21年3月23日(月)から4月3日(金)まで（土、日曜を除く。）
）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
雨天時は雨合羽も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用する。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

号は、次のとおりです。

平成21年1月26日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木 寺 久

8910022 8910055 8910087 8910147 8910173 8910189
8910232 8910272 8910290 8910418 8910477

以上11名

雑 報

平成20年度行政書士試験の合格者について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された平成20年度行政書士試験の合格者の受験番